「滑川町エネルギー価格高騰対策臨時支援金」 の申請を受け付けています。

エネルギー価格高騰の影響を受け、事業活動に支障が生じている町内の小規模事業者の事業継続 を支援するために、予算の範囲内において支援金を給付します。

○支給額

一律5万円(1事業者1回限り)

〇対象事業者

町内に主たる事業所を有する小規模事業者(支店又はフランチャイズ店《他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。》を除く。)、運送事業者又は個人事業者であること。

<対象外となる事業者>

- 1. 公益法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体等
- 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、 当該営業に係る「接客業務委託営業」を行う事業者
- 3.上記に掲げる者のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する場合(例:会社員の副業等)
- 4. 町税を滞納している事業者

〇申請期間

令和7年7月1日から令和7年10月31日まで(当日消印有効)

〇申請方法

- ・窓口での直接申請
- ・郵送による申請

以下の郵送先まで申請に必要な書類を送付ください。

〒355-8585 滑川町大字福田750-1

滑川町役場産業振興課 農林商工担当

〇申請書類

- 1. 滑川町エネルギー価格高騰対策臨時支援金申請書兼請求書
- 2. 振込先が分かる通帳の写し(通帳の見開き1ページと2ページ)
- 3. 直近の確定申告の写し(売り上げが分かるもの) ※給与所得があるものは給与所得の内訳が分かるもの
- 4. 登記事項証明書(法人のみ)※申請日より3ヶ月以内のものであれば写しで可
- 5. 身分証明証 (個人事業主のみ)